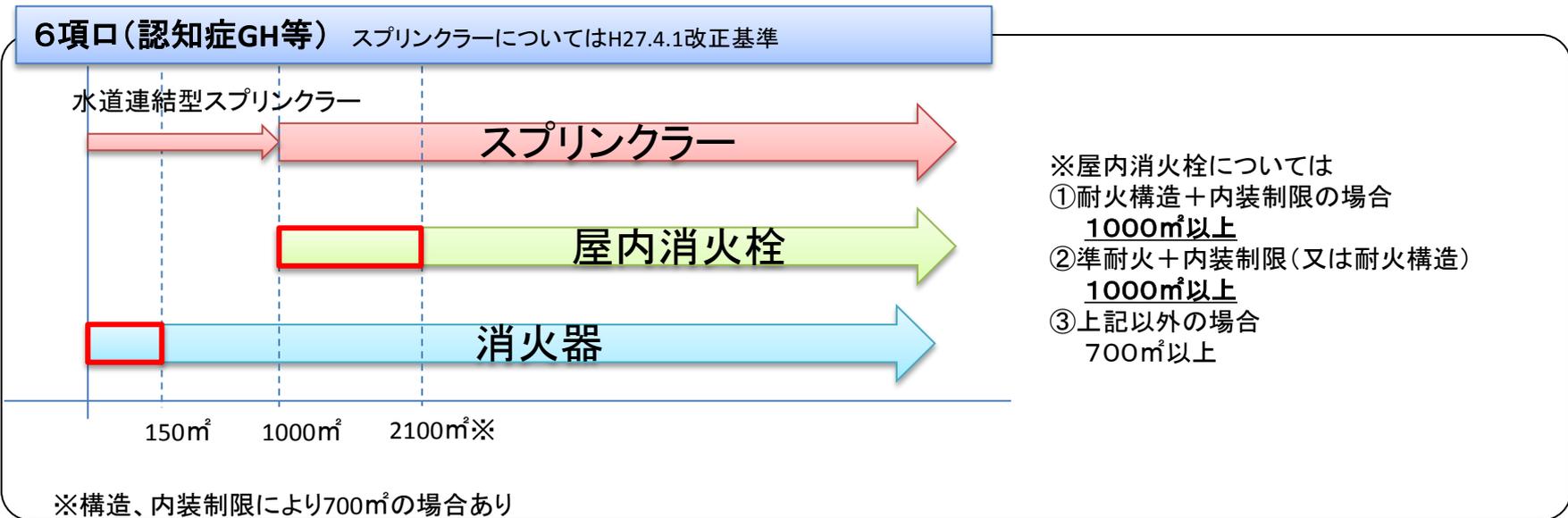
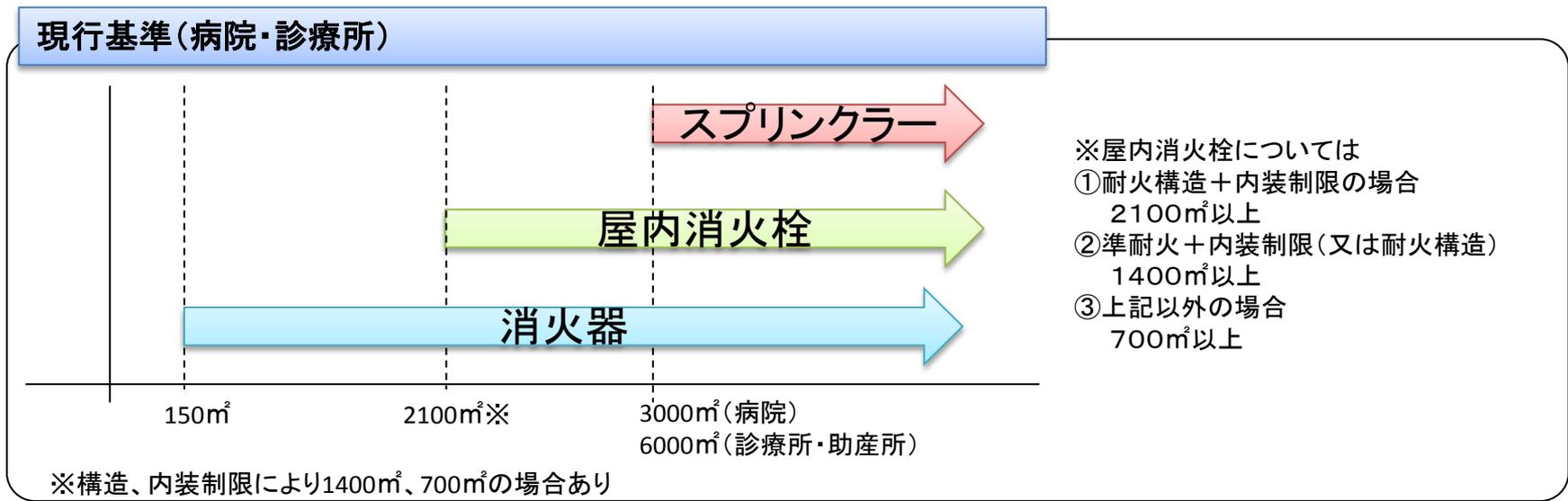
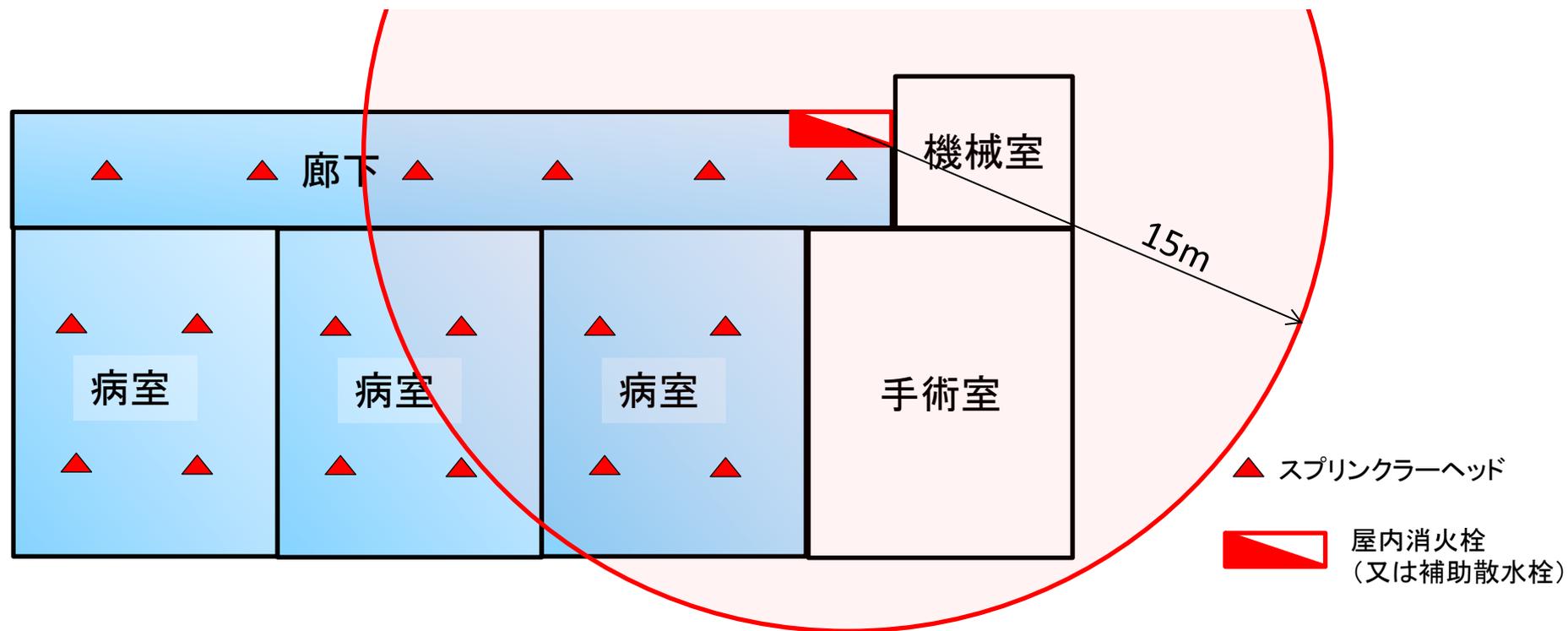


## ・消火器及び屋内消火栓設備



# スプリンクラー設備以外の消防用設備等の基準の見直し

## スプリンクラー設備と屋内消火栓(又は補助散水栓)の関係



### ●考え方

- ・原則として6項口(認知症GH等)と同様とする。
- ・消火を目的としたスプリンクラー設備(水道連結型スプリンクラー設備ではないスプリンクラー設備)を設置することとなる1000m<sup>2</sup>以上の施設に対し、スプリンクラーヘッドの免除部分を包含するように屋内消火栓又は補助散水栓を設ける。

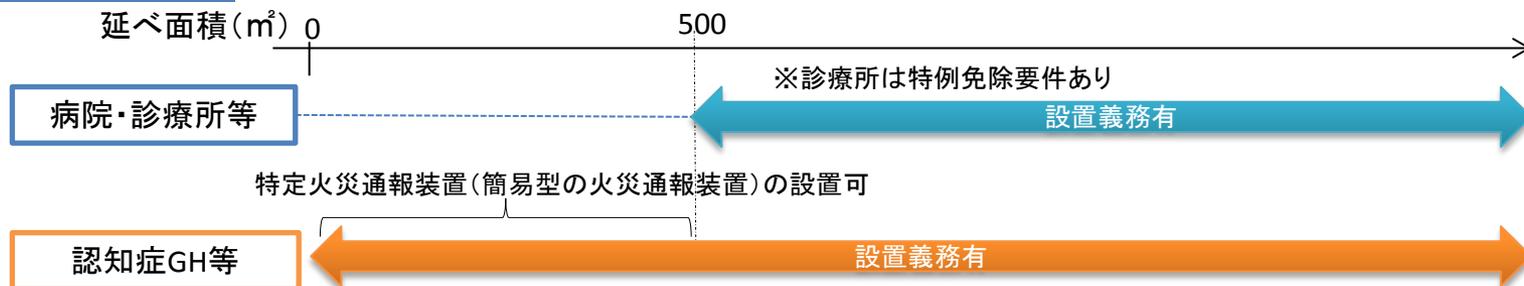
# 屋内消火栓(又は補助散水栓)の概要

	設置基準				特徴	課題
	設置間隔	放水圧力	放水量	水源量		
1号消火栓 	25m以下	0.17 MPa以上	130L /分 以上	2.6 m <sup>3</sup> 以上	○全ての用途の建物で利用可能 ○折りたたみホースを使用	○操作に2名以上必要 ○全ホースを引き出さないと利用できない。
(易操作性1号消火栓) 					○1名での操作が可能 ○保形ホースを使用 ○全ての用途で設置可能	○既存の1号消火栓に置き換えるためには、ポンプの増強、消火栓箱の大型化が必要
2号消火栓 (補助散水栓) 	15m以下	0.25 MPa以上	60L /分 以上	1.2 m <sup>3</sup> 以上	○1名での操作が可能 ○保形ホースを使用	○可燃物が多く置かれる工場・倉庫には利用不可
広範囲型2号消火栓 	25m以下	0.17 MPa以上	80L /分 以上	1.6 m <sup>3</sup> 以上	○1名で操作が可能 ○保形ホースを使用 ○ポンプの増強、消火栓箱の大型化せずとも、既設の1号消火栓から改修可能	○可燃物が多く置かれる工場・倉庫には利用不可

# スプリンクラー設備以外の消防用設備等の基準の見直し

## ・消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

### 現行基準



### ●考え方

・早期かつ確実に消防機関への通報のためにすべての病院・有床診療所等に火災通報装置を設置するよう基準を見直し

※固定電話のある診療所に設置免除されている運用についても有床診療所については見直し

・少ない人員での避難誘導に専念するため、病院・有床診療所等に設置する火災通報装置は自動火災報知設備と連動して起動するよう基準を見直し

